

令和8年第2回定例会

江東区教育委員会会議録

令和8年2月6日（金）

江東区教育委員会

令和8年第2回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和8年2月6日(金) 午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和8年2月6日(金) 午前11時33分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗(教育長)、安部敏啓(教育長職務代理者)、鈴木清人、浅野美智子、大久保善子
- 5 出席職員 青柳教育委員会事務局次長、西尾教育委員会事務局参事 学校施設課長事務取扱(整備担当課長事務取扱)、梅村教育委員会事務局参事 深川図書館長事務取扱、瀧澤庶務課長、瀧川学務課長、金指指導室長(教育センター連絡調整担当課長兼務)、木内教育支援課長(教育センター所長兼務)、大田地域教育課長、吉木江東図書館長
- 6 議題
 - 日程第1 議案第1号 令和7年度江東区一般会計補正予算(第5号)に関する意見聴取
 - 日程第2 議案第2号 令和8年度江東区一般会計予算に関する意見聴取
 - 日程第3 議案第3号 江東区行政委員会の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
 - 日程第4 議案第4号 江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
 - 日程第5 議案第5号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
 - 日程第6 議案第6号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
 - 日程第7 議案第7号 江東区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第8 議案第8号 江東区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第9 議案第9号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取(江東区立小名木川小学校改築工事)
 - 日程第10 議案第10号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 日程第11 議案第11号 江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇級等に関する規

則の一部を改正する規則

日程第12 議案第12号 江東区教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

7 報告事項

- (1) 学校プールの在り方見直しに係る検討について
- (2) 令和8年度大規模改修工事の予定について
- (3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について
- (4) 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）
- (5) 令和8年度コミュニティ・スクール導入候補校について
- (6) 令和8年度特別整理期間に伴う図書館の休館について

8 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより令和8年第2回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。鈴木委員、浅野委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1 議案第1号 令和7年度江東区一般会計補正予算（第5号）に関する意見聴取を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第1号 令和7年度江東区一般会計補正予算（第5号）に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和8年2月6日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長より意見を求められたため、本案を提出します。

それでは、補正予算（第5号）について御説明いたします。資料1を御覧願います。

次のページ、電子データで2ページの1、令和7年度江東区一般会計補正予算（第5号）総括を御覧願います。

これは、本区全体の歳入歳出についての総括表でございます。

左の表の最下段、歳入合計欄及び右の表の最下段、歳出合計欄に記載のとおり区全体の補正額は60億7,000万円の減額で、補正前の額に対して2.02%の減となっております。

左の歳入を御覧ください。

歳入は、第1款特別区税や第3款特別区交付金において増となりましたが、第18款繰入金で大きく減額となっております。

次に、右の歳出を御覧ください。

歳出は、第2款総務費で増となったものの、ほかの多くが不用額を精査した減となっております。

続きまして、3ページの2、教育委員会事務局、(1)歳入歳出予算総括を御覧ください。

これは、教育委員会事務局が所管する歳入及び歳出について、それぞれの款項目の補正額を記載した総括表でございます。

教育委員会事務局所管の歳入補正額は、左表一番下の歳入合計欄に記載のとおり3億1,091万6,000円の増額で、補正前の額に対し6.51%の増となっております。また、歳出補正額は、右表一番下の歳出合計欄に記載のとおり18億7,216万6,000円の減額で、補正前の額に対し3.4%の減となっております。

次に、歳入について主な内容を御説明いたします。4ページ(2)歳入事項別明細書を御覧ください。

第12款分担金及び負担金の減は、江東きつずクラブの登録数減により実績減したものであります。

第14款国庫支出金の減は、主に学校施設環境改善交付金の減額によるものであります。

第15款都支出金の減は、主に校内別室指導支援員配置事業補助金の実績減によるものでございます。

5ページを御覧ください。

第16款財産収入の増は、学校施設改築等基金運用収入の増額によるものであります。

第17款寄付金の増は、子どもたちが希望を持てるまちづくり事業への寄附による増であります。

第18款繰入金の増は、学校施設改築等基金繰入金の増額によるものであります。

第20款諸収入の減は、厚生年金保険料納付金の減額によるものであります。

続いて、歳出について主な内容を御説明いたします。6ページの(3)歳出事項別明細書を御覧ください。

第7款教育費は、18億7,899万6,000円の減額であります。

第1項教育総務費は、7億196万8,000円の減額であります。

第2目事務局費は、右説明欄上段の事業1、給与費及び旅費の減額が主な内容であります。

第3目教育指導費は、右説明欄中ほどより下の事業5、確かな学力強化事業や、7ページ右説明欄上段の事業1、教育指導事務での会計年度任用職員の任用実績の減による減額が主な内容であります。

第4目教育センター費は、右説明欄中段の事業1、教育センター管理運営事業における会計年度任用職員の厚生年金保険料等の実績減による

減額が主な内容であります。

第5目放課後支援費は、右説明欄中段の事業1、放課後こどもプラン事業における会計年度任用職員の職員数減による減額が主な内容であります。

第6目放課後支援施設建設費は、右説明欄下段の事業3、きつずクラブ深川改修事業において、バスの発注実績減による減額が主な内容であります。

8ページをお願いいたします。

第2項小学校費は、6億3,346万円の減額であります。

第1目学校管理費は、右説明欄上段の事業1、給与費及び旅費の減額や、その3つ下、小学校校舎維持管理事業における起工差金、契約差金による減額が主な内容であります。

第2目教育振興費は、右説明欄中段の事業1、小学校就学援助事業における就学援助認定者数の減少による減額が主な内容であります。

第3目学校給食費は、右説明欄中段の事業1、小学校給食運営事業における調理業務委託等の契約差金による減額が主な内容であります。

第4目学校保健費は、右説明欄下段の事業1、小学校保健衛生事業における心臓検診などの各種検診の実績減及び契約差金による減額が主な内容であります。

第5目学校施設建設費は、小学校の改修等における起工差金、契約差金による減額が主な内容であります。

10ページをお願いいたします。

第3項中学校費は、4億2,180万6,000円の減額です。

第1目学校管理費から第5目学校施設建設費まで、小学校費とほぼ同様の理由により減額するものでございます。

11ページをお願いいたします。

第5項幼稚園費は8,548万4,000円の減額であります。

第1目幼稚園管理費は、右説明欄上段の事業1、給与費及び旅費の減額が主な内容であります。

12ページをお願いいたします。

第6項社会教育費は、3,627万8,000円の減額であります。

第1目社会教育総務費は、右説明欄上段の事業1、給与費及び旅費の減額が主な内容であります。

第2目図書館費は、右説明欄事業1、図書館管理運営事業における機器、物品借料や運搬料の契約差金による減額が主な内容であります。

以上が補正内容の説明でございます。今回の補正予算は、主に執行見込み等に基づき精算、減額するものとなっております。

以上で補正予算の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。

1点だけ、小学校とか中学校とかもそうなんですけど、減額部分で給与及び旅費の減額が結構出ているというのは、もともと年間である程度、教員このぐらいいるよみたいなのがあると、ある程度何か見込めたのかなと思うんですけど、どういった背景か教えてください。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 給与費及び旅費でございますが、今、委員のお話のとおり実態に合わせた最終減額となっております。例えば、旅費であれば、ある程度概算で年間のものを見取って実際の旅費のものになります。また、給与費においても、例えば、昇任ですとか退職ですとか、いろいろ給与費、変動する要素がありますので、そちらの中での最終的な減額という形での調整としてございます。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 それぞれ多少そういうふうにおれたよという額にしては億単位なのかなと思うと、そんなに多いものなのかなと思っちゃうんですけど、これ、例年そんな感じのイメージでしょうか。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 そうですね、あくまでも予算、給与費等はかなり概算で大きく取っているところがございますので、最終的にこちらのほうでということで調整してございます。

以上でございます。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。

日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2 議案第2号 令和8年度江東区一般会計予算に関する意見聴取を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長

議案第2号 令和8年度江東区一般会計予算に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和8年2月6日。

提出者 江東区教育委員教育長 本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長より意見を求められたため、本案を提出します。

それでは、令和8年度一般会計予算について御説明いたします。

資料での御説明の前に、初めに、本区全体の予算編成方針について簡単に御説明いたします。

本区の歳入につきましても、特別区税や特別区交付金が堅調な推移ですが、ふるさと納税や国の税源偏在是正措置による減収、物価高の影響等により今後も楽観視できない状況であります。また、少子高齢化の進行やAIの進化など、社会構造の変革は急速に進んでいる中、将来への希望を持って住み続けられる江東区づくりをさらに進めていくためには、今の区民生活における不安の軽減や安心感を一層高める取組に加え、子どもや若者の声にも積極的に耳を傾け、未来を見据えた施策にも不断に取り組むことが求められております。

これらを踏まえまして、令和8年度予算は、区民一人一人の今に寄り添ったきめ細やかな施策を展開するとともに、区制80周年を迎える江東区のこれまでの歩みをさらに先へと進め、様々な取組を加速し「区民の笑顔が輝く未来を創っていく予算」と位置づけ、編成されました。

それでは、令和8年度江東区一般会計予算の概要について御説明いたします。

資料2-1を御覧ください。次のページ、電子データで2ページをお願いいたします。

1、令和8年度江東区一般会計予算総括を御覧ください。

左の表の一番下、歳入合計欄及び右の表の一番下、歳出合計欄に記載のとおり、令和8年度の一般会計予算は、総額2,927億2,600万円、前年度比5.1%の増となっております。

左の表、歳入の款別内訳を御覧ください。

第3款特別区交付金が構成比25.5%で第1位を占めており、以下、第1款特別区税が23.2%、第14款国庫支出金が16.8%の順となっております。

次に、右の表、歳出の款別内訳を御願います。

第3款民生費が構成比44.7%と最も多く、続いて、第7款教育費19.5%、第2款総務費13.9%の順となっております。

第7款教育費を御覧ください。

教育関係予算、歳出の総額は570億3,085万3,000円で、前年度比118億2,084万3,000円、26.1%の増となっております。

次に、令和8年度教育関係予算について御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

これは、教育委員会事務局が所管する予算の歳入及び歳出について、それぞれ款項目の予算額を記載した総括表でございます。

歳入について、増減の主なものを御説明いたします。

4ページの(2)歳入事項別明細書を御覧ください。

第12款分担金及び負担金は、3億737万8,000円で、前年度比162万9,000円の増となっております。これは江東きつぎクラブの利用者増加による利用者負担金の増によるものであります。

第13款使用料及び手数料は、4,446万2,000円で、前年度比144万7,000円の増となっております。これは行政財産目的外使用料の増が主な内容であります。

第14款国庫支出金は、9億1,235万1,000円で、前年度比4億6,005万9,000円の増となっております。これは学校施設環境改善交付金の増が主な内容であります。

5ページをお願いいたします。

第15款都支出金は、26億9,428万2,000円で、前年度比1億5,881万2,000円の増となっております。これは、子どものための教育・保育給付交付金や中学校等における地域連携・地域移行に関する支援事業補助金などの増が主な内容であります。

6ページをお願いいたします。

第16款財産収入は、4億1,623万2,000円で、前年度比1億9,737万3,000円の増となっております。

第18款繰入金は、97億8,200万円で、前年度比73億500万円の増となっており、学校施設改築等基金繰入金の増によるものでございます。

第20款諸収入は、3億5,264万5,000円で、前年度比1,863万円の増となっております。

以上が歳入の主な増減の内容であります。

続きまして、歳出について、新たな取組や事業の拡充を中心に順次御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

(3)歳出事項別明細書です。

第7款教育費、第1項教育総務費は、204億124万8,000円で前年度比31億2,327万9,000円、18.1%の増となっております。

主な事業について御説明いたします。

9 ページをお願いいたします。

第2目事務局費、右説明欄上段から2つ目の事業1、朝の児童の居場所づくり事業では、令和8年度は、シルバー人材センターへの委託に加えまして、学校用務業務委託事業者での委託も検討し、実施校数の拡大を図ります。

その下の事業1、学校安全対策事業では、発災時における園児等の一時滞在に必要な備蓄物資として、全区立幼稚園にポータブル電源及び携帯トイレを追加配備いたします。

12 ページを御覧ください。

第3目教育指導費、右説明欄下段の事業2、豊かな体験活動事業では、東京辰巳アイスアリーナにおける小学校4年生のアイススケート体験を全校実施に拡充いたします。

13 ページをお願いいたします。

右説明欄最下段の事業1、日本語指導員派遣事業では、外国籍の保護者との面談等をより円滑に行うため、オペレーターによるビデオ通訳可能なアプリを試行的に導入いたします。また、日本語指導が必要な児童生徒に対しては、GIGAスクール端末を活用した日本語翻訳ツールを試行的に導入いたします。

14 ページをお願いいたします。

右説明欄中段の事業1、教育支援センター事業では、臨海地区の不登校児童生徒の受け入れ場所を確保する観点から、令和8年度にブリッジスクール辰巳教室を開設いたします。

15 ページをお願いいたします。

右説明欄中段の事業4、スクールソーシャルワーカー活用事業では、スクールソーシャルワーカーの配置人数を拡充いたします。

下段の事業2、地域クラブ活動事業では、休日の地域クラブ活動を拡充し、平日の地域クラブ活動を試行的に実施するほか、生徒が参加可能な地域団体の情報を集約、紹介するポータルサイトを新規導入いたします。

17 ページをお願いいたします。

第5目放課後支援費、右説明欄中段の事業1、放課後こどもプラン事業では、人件費の高騰等を踏まえ、きつずクラブに対する委託料を引き上げるとともに、放課後児童支援員のキャリアアップ処遇改善事業を実施いたします。

18 ページをお願いいたします。

右説明欄上段の事業2、私立学童クラブ補助事業では、前述の放課後こどもプラン事業と同様に私立学童クラブに対する運営補助金の単価引上げ等を実施いたします。

第6目放課後支援施設建設費、右説明欄下段の事業3、きつずクラブ越中島改修事業では、老朽化に伴う施設及び附帯設備の改修工事を実施

いたします。

20ページをお願いいたします。

第2項小学校費は、236億8,344万9,000円で、前年度比72億1,336万3,000円、43.8%の増となっております。

主な事業について御説明いたします。

第1目学校管理費、右説明欄中段の事業1、小学校管理運営事業では、学校プールの在り方について検討するため、学校外の屋内プールにおける水泳指導を試行実施するとともに、プールを設置しない場合の学校改築の工事経費を試算いたします。

21ページをお願いいたします。

右説明欄最下段の事業2、小学校夏季施設等参加費補助事業では、区立小学校で実施する夏季施設等の宿泊行事に係る保護者負担の費用を補助するとともに、公立の特別支援学校に通う児童生徒がいる世帯に対しても同等の補助を実施いたします。

25ページをお願いいたします。

第5目学校施設建設費、右説明欄下段の事業4、小学校校舍改修事業では、老朽化した直結給水増圧ポンプ更新の工事を行います。また、災害時の区民受入れ体制を確保するため、バリアフリースイレ未設置校において設置工事を実施いたします。

26ページをお願いいたします。

第3項中学校費は、83億1,301万4,000円で、前年度比6億4,862万1,000円、8.5%の増となっております。

主な事業について御説明いたします。

第1目学校管理費、右説明欄下段の事業2、中学校修学旅行等参加費補助事業は、先ほど説明した小学校費と同様の内容となります。

30ページをお願いいたします。

第5目学校施設建設費、右説明欄下段の事業2、中学校校舍改修事業では、小学校と同様、バリアフリースイレ未設置校において設置工事を実施いたします。また、2階以上に体育館があるエレベーター未設置校において設置の設計を行います。

31ページをお願いいたします。

第4項校外施設費は、8,536万7,000円で、前年度比3,050万7,000円、55.6%の増であります。これは、日光高原学園の委託料と工事請負費の増によるものです。

32ページをお願いいたします。

第5項幼稚園費は、22億4,232万円で、前年度比4億505万8,000円、22.0%の増となっております。

主な事業について御説明いたします。

第1目幼稚園管理費、右説明欄中段の事業2、幼稚園等における乳児等通園支援事業では、未就学児を対象に専用保育室を活用したこども誰

でも通園制度を実施いたします。

34ページをお願いいたします。

右説明欄中ほどより少し下の事業2、私立幼稚園等運営費扶助事業では、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園及び認定こども園において、園が保護者から徴収可能な特定負担額への補助を実施し、保護者の負担軽減を図ります。また、さらなる幼児教育の推進を図るため、私立幼稚園及び認定こども園に対して包括補助を実施するほか、物価高騰による負担軽減のための運営費支援を行います。

35ページをお願いいたします。

第6項社会教育費は、23億545万5,000円で、前年度比4億1万5,000円、21%の増となっております。

主な事業について御説明いたします。

右説明欄下段の事業1、図書館管理運営事業では、オンライン上で完結する利用登録機能や、豊洲図書館における座席予約機能等を含む新システムの構築に着手いたします。また、江東図書館開館50周年記念行事を開催し、記念品や小冊子の作成及び記念講演等を実施いたします。

以上が歳出の主な増減の内容であります。

なお、歳出予算の中で説明をいたしました新たな取組や事業の拡充、また、主な事業の見直しの概要につきましては、資料2-2に記載してございますので、後ほど御参照願います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 それでは、本案について質疑願います。
鈴木委員。

鈴木委員 ちょっと4点なんですけど、全部一緒なんですけど、要は、現状はどうなっていて、課題と、それから、この予算の対策内容なんですけども、1つがアイスアリーナの活用、2つ目が朝の居場所対策、それから、3つ目は学校外プールの考え方、それから4番目はバリアフリートイレ、これをもう少し教えていただきたいんですが。

本多教育長 では、アイスアリーナについて
。
指導室長。

金指指導室長 まず、辰巳のアイスアリーナの現状ですけれども、今年は3校が試行しておりまして、辰巳小、二辰小、枝川小が既に体験を終えております。4年生の子たちがインストラクターの説明を丁寧に受けて、大変楽しい活動ができたというふうに報告を受けています。

課題としましては、今後は全校になりますので、そのやり方の周知やバスの設定、あとは、こどもたちの当日の流れの確認ですとかそういったことを丁寧にし、校長会にはもう既に伝えておりますので、これから調整を始めていきたいと思っております。

以上です。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、私から朝の居場所とプールの在り方のところについてです。朝の居場所につきましては、本年3校でモデル実施をしております、具体的には、南陽小学校、それから第五砂町小学校、そして今週から豊洲北小学校でも開始したところでございます。それぞれ事前の登録者数がおおむね15名程度で、実際に使っていらっしゃる方が1日平均で約2名程度ということで事業を実施しております。こちらについては、モデル事業ということで利用動向ですとか、そういった内容の検証を引き続き続けていく必要があることから、来年度におきましては、今の3校に加えて、さらに5校で実施したいということで計上しております。

先ほどの御説明の中にもありましたが、見守りの人員の確保について、現在シルバー人材センターにお願いしてはいますが、やはりその人員の確保というところが一つの課題になることから、多様な人材確保策の検証といたしまして、来年度は、学校用務委託事業者での見守り事業の要員の配置について検討を進めていきたいと考えてございます。

次に、学校外プールでございますが、詳細につきましては、後ほど、学校プールの在り方見直しに関する検討、御報告事項がございますので、改めてそちらで御説明さしあげたいと思います。

以上になります。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 バリアフリースイレのところでございます。

学校全体では、現状でおよそ75%が整備されている状況ということで、避難所等々のこともございますものですから、そういったところで整備のほうを進めていくということで計画しているものでございます。

以上でございます。

本多教育長 4つありましたけど、何かよろしいですか。

鈴木委員 結構です。ありがとうございました。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。

安部委員。

安部委員　　ちょっと教育関係と関係なくなっちゃうかもしれないですけど、全体として、来年度は、予算で江東区がやりたいことが見えるのかなと思うんですけども、先ほどその目的みたいなものを言っていただいたと思うんですけど、特に江東区は、来年はこれに力を入れるために予算をつぎ込んでいるんだなというのは、何かでわかりますか。

本多教育長　　次長。

青柳教育委員会事務局次長　　こどもに対してはかなり区長の思いが強くて、どの子もひとしく体験活動であるとか、幸せになってほしいという思いが強いので、こどもの意見を聞く機会を増やしたいということで、そこはかなり思いが詰まっていると思います。

また、防災対策に対しても、かなり真剣に女性目線であったり、こども目線であったり、今までちょっと足りなかった視点を拡充して、もっと誰もが避難しやすい、過ごしやすいようなものをつくりたいというのと、トイレに関しては、実際にボランティアを経験した方のお話を聞いて、かなり惨状だったらしいんです。ボランティアで駆けつけて、まず最初の仕事がトイレの掃除とあって、1人がルールを破るとあふれるようにひどい状態になって、それを片づけることから始めて地獄のようだったというお話を聞いて、トイレ問題は本当に一番の対策だということで、今回バリアフリートイレであるともろもろ考えて。

なので、防災とこどもとか女性とかというところが、かなり思いが詰まった予算だと思っております。

本多教育長　　安部委員。

安部委員　　ありがとうございます。

ちなみに区民全体には関係ないんですけど、ここの建物に来る方もそうですけど、ここの皆さんもトイレとかで結構困っていらっしゃるじゃないですか。今日は何階が使えませんか。何かそういうものって少しは目を配ってくれているんですか。

本多教育長　　学校施設課長。

西尾学校施設課長　　まず、学校のトイレについては、順次改修は進めているところでございます。大規模改修時には、当然トイレの改修も入るんですけども、トイレ単体で改修に入っている場合もあります。全部が使えなくなるということが起きないように、学校というのは系統が分かれていますので、

そういった系統別で整備をしているというところ、庁舎に関しましては、なかなか系統が単一というか、分かれていない部分もありますので、ちょっと難しい部分もあるんですが、そこは調整しながら整備しているという状況でございます。

以上でございます。

本多教育長　　今回、区庁舎のトイレもやはり使いづらいというのがありまして、これ、実は区民向けじゃないので、外向けにはあまり細かく出していないんですけど、例えば、男性個室の洋式が一つしかないのを改修工事を行って増やすということも、細かく見ていくとそこも予算化されているところも実はあります。庁舎のトイレは区民の方も使うことがありますので、そういった部分では、全体のまだ工事ができていないので、大きなことにはならないんですけども、そういった工事については、着手しようということは決まっているところです。

安部委員。

安部委員　　ありがとうございます。

ぜひ、頭脳たる皆さんの環境がよくなると気分よく仕事できないと思うので、その辺は多少なりともやってもらえるのであればよかったなと思っています。

では、ちょっと次の質問です。朝の児童の居場所づくりの件なんですけども、たしか本年度は東京都のほうで、区内か都内か忘れましてけど、100校ぐらいを対象にということで、うちは3校手を挙げたというイメージだったと思うんですけど、令和8年度は、東京都はどのような感じの方針なのか教えてほしいということと、あとは放課後児童支援員のキャリアアップ処遇改善事業って具体的にどんなものなのか教えてほしいです。

本多教育長　　庶務課長。

瀧澤庶務課長　　朝の児童の居場所づくりの東京都の補助金でございます。

来年度の予算においても、こちら補助事業のほうを引き続き続けていくということで、こちらのほうは件数も拡大されておりますので、引き続き私どものほうも、補助を活用して進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

本多教育長　　地域教育課長。

大田地域教育課長　　私からは、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業についてお

答えいたします。本事業は、きつずクラブ運営委託業者が、放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けている場合に、その費用の一部を補助するものでございます。経験年数については、3年以上、5年以上、10年以上といった段階的な基準が設けられており、事業者の支給実態に応じ、国、東京都、区の負担により補助をいたします。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

じゃ、これ、キャリアアップを新たに何かするというのではなくて、ふだんのお仕事が、経験が積まれた職員に対して、上乘せの支給をしようという、そういう認識で合っていますか。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 処遇改善でございますので、既存の処遇からの上乗せということでございます。

以上であります。

本多教育長 よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

日程第2につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんのでこれを決定いたします。

次に、日程第3 議案第3号 江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取及び日程第4 議案第4号 江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取は、互いに関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定に基づき一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第3号 江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取。

議案第4号 江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の

一部を改正する条例に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和8年2月6日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長より意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、2件の議案について御説明をいたします。

順番前後いたしますが、初めに、議案第4号からの説明をしたいと思います。

資料の4をお願いいたします。

本年1月に開催されました特別職報酬審議会の答申に基づき、教育長の給料の額を改定するものでございます。改正内容でございますが、給料を3.8%引き上げ、現行の80万9,000円から83万9,000円とするものでございます。

新旧対照表は2ページのとおりでございます。

なお、本条例につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第3号について御説明をいたします。

資料の3をお願いいたします。

社会情勢に適応するため、ただいま御説明をいたしました特別職報酬審議会の答申に基づく特別職の報酬等の改定を勧案し、行政委員、教育委員の報酬額を改定するものでございます。改正内容でございますが、特別職同様3.8%引き上げ、現行の23万1,000円から23万9,000円とするものでございます。

新旧対照表は次ページのとおりでございます。

本条例につきましても、施行規則は令和8年4月1日から施行するものでございます。

議案2件についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。

よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。

日程第3及び日程第4につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第5 議案第5号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第5号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和8年2月6日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長より意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、議案第5号の改正条例について御説明をいたします。

資料の5をお願いいたします。

本条例は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規定を定める条例でございます。

今般の改正の趣旨でございますが、2点ございます。

1点が、条例の基となる国の政令で定められた介護補償額が改正したことに伴い、本条例の介護補償額を政令に定める介護補償額に準じて改正すること、また、もう一点が、東京都の条例に基準を合わせております公務災害補償の補償基礎額につきまして、同条例が改正されたことを踏まえ、区条例を改正するものでございます。

2、改正内容でございますが、初めに、介護補償額につきましては、項番2(1)に記載のとおり、学校医が公務災害によって常時介護を要する状態、または随時介護を要する状態になった場合の補償限度額について、政令に準じ改正をするものでございます。

次に、(2)補償基礎額の改定についてでございます。こちらに記載のとおり、補償基礎額は、学校医、学校歯科医、また学校薬剤師について、それぞれ経験年数に応じて定められておりますが、この基礎額をそれぞれ引き上げる改定を行うものでございます。

詳細な金額、こちらは記載のとおりでございますので、御参照いただければと存じます。

本条例施行期日につきましては、公布の日から施行し、介護補償額に係る部分については、令和7年8月1日以降の公務災害において適用いたします。なお、本区におきましては、これまで学校医等の公務災害の発生例はございません。

3 ページ以降に新旧対照表を添付してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。
よろしいでしょうか。
では、お諮りいたします。

日程第5につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第6 議案第6号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取及び日程第7 議案第7号 江東区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則は、互いに関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定に基づき一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第6号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取。

議案第7号 江東区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和8年2月6日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条及び第29条の規定に基づき、本案を提出します。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、議案第6号及び議案第7号について一括して御説明をいたします。

資料6をお願いいたします。

今回御審議いただきます条例及び規則につきましては、国家公務員の管理職員特別勤務手当の取扱いとの均衡等を踏まえた条例規則の改正でございます。

管理職員特別勤務手当とは、管理職手当を補完する趣旨で、管理職員、幼稚園教諭ですと園長、副園長が週休日または休日、あるいは週休日以

外、平日の深夜の時間帯に勤務した場合に支給される手当でございます。

初めに、議案第6号、条例の改正についてでございます。

資料6に基づき御説明いたします。

改正内容でございますが、災害への対処、その他の臨時または緊急の必要により勤務した場合における支給対象時間、深夜の時間帯となりますが、現行では午前零時から翌午前5時までとなっておりますが、これを午後10時から午前5時までに拡大するというものでございます。また、規則で定める勤務をした場合に支給額の100分の150、1.5倍に割増しして支給できるという規定がございますが、こちらについても国に準じ明確化する文書整理の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第7号について御説明いたします。

資料の7をお願いいたします。

ただいま御説明をいたしました条例の改正に伴い、手当支給の詳細を定めております規則についても改正をするものでございます。

条例において規則で定めるとした手当額に100分の150、1.5倍をする対象となる勤務を改正する条例に合わせた定数に改正し、明確化いたします。また、支給対象時間が深夜の時間帯において、午前零時から午後10時と拡大されたことに伴い、週休日等と週休日等以外の日をまたいで連続して勤務をする場合の週休日以外の管理職特別勤務手当を支給せず、当該勤務を全て週休日の勤務とみなすということでの整理をするものでございます。

新旧対照表については、2ページのとおりでございます。

なお、本条例規則につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。なお、規則の改正につきましては、先ほど御説明いたしました改正条例の成立及び本規則の人事委員会での承認を前提とするものでございます。

議案2件についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 この幼稚園の特別勤務手当が、夜中の10時からということの特別勤務なんですけど、これ、今までこういう実績があつて、支給したことがあるんでしょうか。それともう一つは、夜中に幼稚園の先生が仕事をするという想定というのは何かあるんですか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 深夜の勤務時間帯における管理職特別勤務手当ですが、今まで支給し

たことはございません。想定されるものといたしましては、やはり災害等緊急時、具体的にはそういう場合に継続して勤務したことが一つ想定される内容となっております。

以上でございます。

鈴木委員 ありがとうございます。

本多教育長 東日本大震災が起きたときも、幼稚園は避難所にはなっていないということと、保護者の方がしっかり迎えに来たということで、そういった部分での勤務ということは一切起きていなかったです。ただ一部、御自宅に帰れなかった職員の先生方がちょっと幼稚園に残ったということはありませんが、それは勤務ではなかったということで、こういった形での対応はなかったと理解しています。

以上です。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

日程第6及び日程第7につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第8 議案第8号 江東区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第8号 江東区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和8年2月6日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、議案第8号について御説明をいたします。

資料の8をお願いいたします。

特別区人事委員会の勧告に基づき、園長及び副園長に支給されております管理職手当の支給額について改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、特別区の給与勧告に基づき見直すこととさ

れておりました管理職手当につきまして、2ページ、新旧対照表のとおり、それぞれ金額を引き上げる改正を行うものでございます。

5のその他に記載のとおり、本改正につきましては、本規則に対する特別区人事委員会の承認を前提とするもので、施行期日は令和8年1月1日を予定しているものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。

日程第8につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第9 議案第9号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取(江東区立小名木川小学校改築工事)を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第9号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取(江東区立小名木川小学校改築工事)。

上記の議案を提出する。

令和8年2月6日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長より意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 それでは、議案第9号について御説明いたします。

まず、変更理由についてですが、令和6年第4回区議会定例会で議決を得た江東区立小名木川小学校改築工事請負契約において、工事着手後、地中障害物等に対し新たな追加工事が必要となったため、追加工事に係る費用についての増額変更を行うものでございます。

変更内容としましては、契約金額59億1,470万円に対し、変更後の金額は60億4,029万8,000円で、差額は1億2,559万8,000円でございます。

工事変更概要につきましては、地中障害撤去、アスベスト撤去増、アスファルト防水撤去増に伴う工事、変更金額が1億2,559万8,000円となっております。

契約の相手方は、東急・多田建設共同企業体で、工期は令和6年12月17日から令和9年9月30日までで、工期の延長は行いません。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

本多教育長 本案について質疑願います。
安部委員。

安部委員 説明ありがとうございます。
こちらって、工事の作業の中で地中の障害物が見つかったということで、新たな予算を使わないと無理だよという話だと思うんですけども、これ、予算が通らないと今工事が止まっちゃっているということではないんですよね。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 工事自体は継続しておりますので、工事が止まるということはありません。
以上でございます。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。
では、お諮りいたします。
日程第9について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。
次に、日程第10 議案第10号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。
本案について事務局より説明願います。
次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第10号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。
上記の議案を提出する。
令和8年2月6日。
提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一郎。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 では、議案第10号について御説明いたします。

資料の9を御覧ください。

改正の趣旨としましては、江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の改正に伴い、規則を改正するものであります。

改正内容としましては、(2)改正内容に示しております病気休暇の取得に関する要件の改正を行うものです。

①異なる傷病、疾病であっても原因が同一の場合は合わせて90日間を超える病気休暇を取得できないこと。②異なる傷病、疾病であっても1年間に180日を超えて病気休暇を取得できないこと。

施行日につきましては、令和8年4月1日から施行することとなっております。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本案について、質疑願います。

よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。

日程第10につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第11 議案第11号 江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第11号 江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和8年2月6日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 では、議案第11号について御説明いたします。

資料の10を御覧ください。

項番の1、改正案の概要につきましては、先ほど江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、規則を改正するものであります。

(2) 改正内容につきましては、①であります採用前の職歴を給料号給に加算する際、一定の年数を超える経験年数は従来の3分の2として扱うもの、②昇格者の給料号給については、従来は人事委員会の協議とすることとされていたため、文言を修正するものであります。

詳細は、新旧対照表を御覧ください。

施行期日は、令和8年4月1日からと予定しております。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。

よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。

日程第11につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第12 議案第12号 江東区教育センター条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第12号 江東区教育センター条例施行規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和8年2月6日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 教育センター所長。

木内教育センター所長 それでは、議案第12号 江東区教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について御説明をいたします。

資料11を御覧ください。

初めに、1、改正の理由ですが、本委員会でも報告してまいりました教育センターに公共施設予約システムを導入することに伴い改正するものでございます。

2の改正の概要でございます。

システム化に伴い、利用者登録が必要となりました。また、ほとんどの帳票がシステムからの出力となりますので、これまでの様式から変更となります。さらに、今回の改正に合わせて、教育センター施設で既に使用が変更となっている施設、視聴覚教材室、教材制作室、コンピューター学習室を削除するとともに、そのほかの文言の整理をいたしました。

具体的な改正箇所については、2ページ目以降、新旧対照表を御確認願います。

施行期日は、令和8年4月1日からとなっております。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。
鈴木委員。

鈴木委員 これ、新しく予約システムを入れるということなんですけど、今まではどういう団体がどのように予約して、どのように許可していたんでしょうか。

本多教育長 教育センター所長。

木内教育センター所長 社会教育団体という形で、既に登録してくださった団体の方々が、それぞれ教育センターに使用申請書、こういったものをお持ちいただいて、窓口で係員に渡して手続を行っておりました。今後は、電子化いたしますので、スマホですとかパソコン上から入力して登録等できるようになります。ですので、今まで申請書とこういったものを手渡ししていたものが、帳票という形でこのように画面上または印刷して出力できるように変わってまいります。

以上です。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 もう一ついいですか、そうすると、利用者登録というのをもともとやっていて、今回は手書きからパソコンに変わるということで、全体的な枠組みとか規則というのは同じと、こういうふうに考えていいんでしょうか。

本多教育長 教育センター所長。

木内教育センター所長 そのとおりです。システムのみ変更いたしました。

鈴木委員 ありがとうございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

日程第12につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

報告事項1 学校プールの在り方見直しに係る検討についてを説明願います。

庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、学校プールの在り方見直しに係る検討について御説明をいたします。

資料の12をお願いいたします。

学校プールにおきましては、昨今の猛暑日の増加に伴う熱中症対策、また、実施日の調整、また、プライバシー配慮の意識の高まりなど、既存の屋外プールでの対応困難事例が増加しているところでございます。他自治体においては、民間屋内プールを活用するなどの動きも出てきております。

一方、本区で令和7年3月に策定いたしました江東区学校施設の将来ビジョンにおきまして、これらの課題解決に当たっては、施設整備のプール改修等のハード面だけでなく、水泳指導の在り方などソフト面も含めた対応が必要となるということで、現在、教育委員会事務局の中で検討部会を立ち上げ、検討しているところでございます。

本日は、その検討の現在の状況について御報告をさしあげるところでございます。

続きまして、2、現状でございます。

現在のプールの形態についてでございますが、小学校、中学校、全校においてプールは設置されておりますが、そのうち屋内プールは現在2校、義務教育学校、有明西学園及び豊洲西小学校が屋内プール、あとは全て屋外プールとなっているという状況でございます。また、水泳指導の授業時数、区内の屋内プール、民間プール、あるいは区立スポーツセンター等の設置状況、こちらは現状となっております。

課題といたしまして、ただいま概要、趣旨で申し上げましたとおり、大きく4点の課題があると考えられております。

猛暑日等の増加に伴う熱中症対策により、計画的な水泳指導が困難になりつつある。また、プライバシー意識の高まり、あるいは学校改築に

際しての校舎の屋上への屋外プールの設置が建設費増の要因の一つとなっていること。あるいは教員の働き方改革といたしまして、プールの維持管理が負担になっているというようところが課題として考えられるところでございます。

2ページでございます。

上段4、他区の状況でございますが、先ほど他区におきましても、屋外プール等の利用状況があるというところですが、23区におきましては、葛飾区において、学校外民間プール等を活用するとともに、集約プール、いわゆる小学校、中学校、学校等の敷地内ではなく、別の敷地に水泳指導を行うための屋内プールを別途設置するというような内容を考えているというところ。また、江戸川区においては拠点校型、ある学校改修に合わせて屋内プールを設置し複数の学校で共有できるような形を検討している。また、目黒区においては学校外民間プール等を小学校で活用しているというような現状がございます。

こういった状況を踏まえまして、江東区におきましても、今後のプールの在り方について見直しを考え、在り方見直しに係る基本方針を策定するというところで、検討を進めているところでございます。

今後の屋内プール移行検討に当たって、検討部会で検討すべき主な論点として6点掲げております。

ただいま、ほかの自治体でも考えられているようなものも含めた屋内プールの種類をどのようなものにしていくかというところ、また学校の、具体的には、学校の教員、児童生徒、保護者等の意向、あるいは学校外のプールを利用する場合がありますと移動時間がかかりますので、そういったものを踏まえた授業時数の確保、また、学習指導要領の整合、あるいは学校担当教諭との役割分担、これは民間委託した場合の具体的にどういう方が指導していくかというところ、また、現行の学校プール整備は、屋外にプールを設置するということでの学校整備、プール整備をしておりますが、あるいはこれを、プールを学校に造らない場合とのコストの比較というところが一つ必要になってくるかと考えております。また、先ほども申し上げましたが、いわゆる教員の働き方改革という視点からも検討の必要性、論点があるかと考えてございます。

検討体制につきましては、ただいま御説明したとおり、教育委員会事務局の関係課でPT検討部会を構成して検討を進めているところでございます。

なお、今年度、各小中学校の管理職、校長、副校長にアンケートを実施した内容でございます。具体的な概要でございますが、学校外の屋内プールでの水泳指導の必要性を感じると答えた管理職が小学校で8割、中学校でも7割ということで、多くの学校において、現在の屋外プールではなく、屋内プールで水泳指導が必要であると考えているという状況がアンケートで明らかになったところでございます。

今後の検討のスケジュールの予定でございます。

先ほど、来年度予算でも御説明をいたしました。6月から10月にかけて、この屋内、民間のスイミングスクールを活用した学校のプール指導の試行実施を、現在仮校舎のほうで授業を行っております小名木川小学校で実施したいと考えてございます。来年度、また、今年度に引き続き1年間検討した後に令和9年3月に方針策定、4月以降にこの方針に基づき、学校改築の設計に方針を反映したいと考えてございます。

今後の検討状況につきましても、改めて後日、検討が進みましたら、本委員会でも御報告をさしあげたいと思います。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。
すごい難しい問題だと思っています。自分も現場で先生方、本当に御苦労されていて、先生のみならず主事さんとかも、すごい大変な準備になるんですね。なので、ちょっと整理すべきだなということで、大変ありがたい話だなと思っています。

ここに、そもそもプール指導については明確な規定がないということなんですけど、プール指導はしなきゃいけないということなのでしょうか。それとも、そこについても明確な規定はないんでしょうか、教えてください。

本多教育長 指導室長でいいですか。

金指指導室長 体育の学習の中でやっているものなんですけれども、学習指導要領の中にはプールの内容が書かれております。一方で、全国的に見ると、北海道などでプールを行っていないような状況もありまして、そこについては、地域の特色、実態に応じて行うような状況であります。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。
ということは、場合によってはプールをやらないということでも別に違反とかそういうことにはならないということであれば、今回の見直しの検討にも、どこに移しましょうか、どうしましょうかという中に、思い切ってやらないというのもどうなのかというのは話合い、話合いなので別に乱暴なことじゃないような気がしています。

それと、もう一点、防災上の貯水水槽として利用しているような仕組

みもたしかあったような気がするので、その辺の観点というのは、何か教育委員会だけで考えていいものかどうか、ちょっと判断がつかないとか、その辺ってどんなふうに考えているのでしょうか。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 学校のプールにおきましては、いわゆる消防法による消防水利ということで指定されている部分もあります。ただ、この消防水利が、その地域の学校のプールだけで消火の水を賄っているわけではなく、いろいろ調べたところ、地域の共同住宅の防火水槽であったりとか様々な施設のものも消防水利として指定されている状況がございます。なので、必ずしも学校のプールが消火用として確保されなければいけないということではないんですが、一部やはり不燃化とかそういった部分で推進している地域もありますので、総合的に勘案しながら、検討していくということになります。

以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。よく理解できました。

あと、屋上にプールを造ると、多分、建築する以上で、雨漏りとか、そういう意味ではかなり気を遣うという意味では、実際にもしそれが無い状態だと、建物を建てる意味でも、大分、費用の低減とかできるのかなとか思ったりすると、プールがなくなることでの保守運用部分も含めて、意外とかなり何か低減の効果というか、先生の働き方改革にも資するんじゃないかなと思うので、引き続き様々な面から御検討いただければありがたいです。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。

大久保委員。

大久保委員 小名木川小学校、ほかの小学校もそうだと思うんですけど、暑くてプールに入れないとか、お天気、もし雨、雷とかもあったと思うんですけど、屋内になったらきっと入る日数も増えていいなという保護者の方もいる反面、安全性の面で心配される保護者の方もいると思うんです。きっと屋内プールは、小学校よりも水深が深く造ってあると思うんですけど、スイミングスクールとか行っていると、うちの小学校2年生の男の子もぴよんぴよん飛んでいないとおぼれちゃうぐらいに深い。でも、それを水深を低くして授業をしてくれるのか、下に何か台を置いて、よくちっちゃい子はスイミングスクールでやっているの、それでやってく

れるのかとか、きっと保護者の方は学校にいろいろ御質問すると思うので、その辺のケアもこちら側もして、教育委員会もしていけないと先生たちが大変かなと思うので、してあげてほしいなと思います。

本多教育長 その辺のところ、何か答えられること。
庶務課長。

瀧澤庶務課長 今、委員に御指摘いただいた保護者の方への御説明などは、実際にする際には丁寧にしてまいりたいと考えてございます。

プールの水深なんですけども、屋内、いわゆる学校の施設外のプールを使う上で、そこが一つ大きな課題になるところかなということで、例えば民間のプール事業者ですとか、あるいは今、区のスポーツセンターとも打合せをする際に、やはり水深をどうするか、子どもたちの安全性に直結しますので、そこをどういうふうにするかというのは一つ大きな使っていく上での課題になるということで、今、委員からもお話しいただいたように水深を下げるですとか、あとは、いわゆる赤台という山台ですね、プールの中に足を足して、子どもの足がつくようにするというのがあるんですが、例えばスポーツセンターなどですと、ふだんは当然大人のサイズの水深なので、子どもたちが使うときは、例えば、一般の利用者の方と一緒ににはできませんので、一部、今、プールでも併用するときに、子どもが使うレーンだけ台を上げるというのがあるんですが、やはり学校の授業という人数もいますので、そうすると、じゃ、どういうタイミングで使えるのか、休館日だけなのか、あるいは管理の上でも、やはり水深を下げた場合、また戻さなきゃいけないですとか、そうするとやはりどのぐらいの日数を使えるのかとか、正直なところかなり課題が多いので、そういったところもこの検討の中で一つ一つ整理しながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

大久保委員 ありがとうございます。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

今、各委員からも様々な御意見をいただきましたけれども、安全の視点とか、様々な保護者の方からの御意見とか、また、説明をしっかりと行うとかそういったこともやりながら、また、江東区としては水彩都市でありまして、非常に様々な河川があるところもありますので、当然、自分の体を守るという部分では、ある一定の水に触れる能力というか、水の中で泳ぐとか、そういったことについてはしっかりと指導しなきゃいけ

ないところもあるだろうなというところもありますので、総合的に様々な論点が出ておりますので、検討して進めていきたいとふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項2 令和8年度大規模改修工事の予定についてを説明願います。

学校施設課長。

西尾学校施設課長 それでは、報告事項の2について御説明します。

資料の13を御覧願います。

まず、豊洲小学校についてですが、大規模改修工事で、工事期間は令和8年7月から令和10年2月末まで、学校は移転しない、居ながらの改修工事を予定しています。

次に、枝川小学校についてですが、大規模改修工事で、工事期間は令和8年7月から令和10年2月末までで、こちらも移転しない、居ながらの改修工事を予定しています。

最後に、越中島小学校についてですが、大規模改修工事で、工事期間は令和8年12月から令和10年7月末までで、学校の移転期間は令和8年12月から令和10年8月まで、南砂仮校舎にスクールバスによる通学を予定しています。

私からの報告は以上でございます。

本多教育長 本案について、御質疑、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

この件についても、保護者、そして地域等にしっかりと説明しながら進めていければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について説明願います。

学務課長。

瀧川学務課長 それでは、資料14を御覧ください。

乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について御説明いたします。

本事業は、令和8年度から全ての自治体で実施が求められることとなる（通称）こども誰でも通園制度というものでございます。

本区では、この制度開始に先立ちまして、令和6年度から一部の幼稚園、保育所であずかーるという事業を実施してまいりましたが、これが国制度に基づく事業に移行するというものでございます。

1番の事業の目的、こちら、国の実施要項に記載のものを記載してい

るところでございますけれども、説明会等の内容を踏まえますと、主には、未就園のお子さんが他者との関わり、集団を経験すること等を経験して成長につなげていただこうというものでございます。

事業概要は、2に記載のとおりでございますけれども、国制度と異なる点を御説明いたしますと、対象児童は、国が3歳未満としているところ、区では2歳児クラスまでとしております。これは年度途中の事業利用の終了を避けまして、その後の保育所や幼稚園等への円滑な接続に配慮するものでございます。

利用時間につきましては、資料にも記載しておりますが、国の10時間上限に上乗せして40時間としているところです。10時間では、本事業の目的が十分に果たせないと判断したことによるものでありまして、あずかーとの整合性も図っております。なお、このように区独自の上乗せを行っている関係で、3歳到達以降は、厳密には国の制度は終了して、都の補助を活用した形となりますが、独自事業となるため、30時間が上限となります。利用料金は、保護者様の負担はなしとしております。

次に、下の表、教育委員会事務局が所管する区立幼稚園における実施内容ですが、対象児童は2歳児クラスとしまして、利用時間、対象施設、定員は、これも既に実施しているあずかーと同様です。

次に、2ページを御覧ください。

今後の主な日程についてでございますが、2月11日号、来週でございますけれども、区報1面含めて事業内容を掲載するなどして案内し、4月より事業を開始いたします。

このほか、第1回区議会文教委員会でも報告をさせていただきます。

4番、その他ですけれども、区立保育園の一部の園についても4月から開始するほか、私立保育園、私立幼稚園、認定こども園等についても希望園において、4月以降順次実施していく予定となっております。

私からの説明は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。

これも国から言われて、いろいろ大変な状況なのではないかと思うんですけれども、こちらって、実際にちゃんと保育をするということ、教育するということになるのか。そのために、特別に人を配置する必要が出ちゃうんじゃないかなということとか、あと、お金はかからないというふうになっているんですけど、実際には、もう予算として立てているものなのか、ちょっとその辺を聞かせてください。

本多教育長 学務課長。

瀧川学務課長 これは形態が幾つかありまして、余裕活用型という、まさに定員の空きの部分を活用するやり方と、一般型とって、それとは別に、場所、人、ものを確保して運営する形態を取ります。

保育所では、余裕活用型なども検討されているようではございますけれども、少なくとも区立幼稚園では一般型とって、ほかの場所と人を用意して実施します。その分、予算を次年度に計上させていただいているところでございます。

内容ですけれども、実際には2歳児であれば、2歳児クラスだけの保育を行う一方で、外遊びでありますとか、場面に応じて、3歳、4歳児といった幼稚園のお子さんたちと交流しながら、集団であったりとか異世代の交流なんかを通して様々な経験をしていただこうというところで、あずかーるで試行的にその辺り実施しておりますので、そういったノウハウを今後生かして、より豊かな学びにつなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 すみません、ちょっと自分が不勉強でよく分かっていないんですけど、一応やろうとしている4園、つばめ、枝川、二亀と五砂では、今はあずかーるをやっている。そのままこれに移行する。それ以外の園であずかーるをやっているところがあれば、それはどうなるか教えてください。

本多教育長 学務課長。

瀧川学務課長 区立幼稚園につきましては、今、申し上げていただいた4園で令和6年度から2園、令和7年度から2園、現在4園実施しているものが、令和8年度から、こども誰でも通園制度として継続して実施していきます。それ以外の園では、場所の確保であるとか、人材の確保であるとか、そういった課題もございますので、今後の需要であるとか、我々としてのメリットなんかも検討しながら展開を考えていくといったところでございます。

保育所、私立幼稚園等についてもあずかーるを一部の園で実施しております。おおむねそういった園では継続して行くんですけれども、ただし、継続というわけにはいかなくて、ここは、また国の制度のちょっとなかなか大変なところで、かなり膨大な申請書等を出す関係で、今やっているからそのまま4月からできるというわけにはいかず、私立幼稚園、私立保育園の中には、4月実施が実質間に合わない、意向はあるけど

間に合わないというところもありまして、その辺りは、順次実施をしていくというような状況でございます。

以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 すみません、ちなみに、こちらは、例えば火、水とか木、金とかいろいろそれぞれあると思うんですけど、登録をすれば、このタイミングで、行く、行かないはもう自由という感じなんでしょうか。それとも、もう、いわゆる幼稚園のように行かないときはちゃんと連絡するみたいな、より学校に近いというイメージなのか、どちらになりますか。

本多教育長 学務課長。

瀧川学務課長 目的を踏まえまして、定期的な利用をしていただきながら、集団の中での体験、経験を積み重ねていただくというところございまして、親御さんの一時的な預かり、要は御都合に合わせて預からせていただくとか、そういったものは少し異なりますので、そういった趣旨はきちんと御説明の上、定期利用を促していくといたしますか、そちらが本旨であるということは伝えながらやっていく形になります。

以上です。

本多教育長 よろしいでしょうか。
ほかいかがでしょうか。
大久保委員。

大久保委員 質問。見ていただける先生は、教員免許を持っている先生が見ていただけるのか、それとも支援員の先生も一緒に見ているとか、何か資格がなくても見ている、そういうのはあるんですか。

本多教育長 学務課長。

瀧川学務課長 見ていただく方は有資格者です。保育士であったり、幼稚園教諭の免許を持っている方であったりとか、その辺りはもう個別がありますけれども、いずれにしても保育の経験があり、資格のある方になってございます。

ただ、細かく言いますと、幼稚園の実際の教室、幼稚園の今配属されている教員ではなくて、それとは別の場所、別の教室で、この事業のために確保した保育士、幼稚園教諭が保育を行うと。場面によっては連携して一体的に保育を行う、そういった事業になってございます。

以上です。

本多教育長 よろしいでしょうか。

大久保委員 ありがとうございます。

本多教育長 実際にあずかーるをやっているところへ僕も行って見てきていますけれども、非常に上手な支援をしてくださっています。そこに勤務されている方々がこどもたちに寄り添って、本当に小さいお子さんたちを上手に保育しているなという感じで見ていました。また、今、学務課長から説明があったように、状況によって在園児との交流をしたりとか、そういったところで、集団に慣れていくというところもちゃんとフォローしながらやっていますので、やっているところは成果が上がっているかなというふうには思っているところです。

実際、3歳児保育をしている園とそうじゃない園と、これはちょっと組み合わせてこの4園はあるわけで、それぞれの状況を考えて、また、学務課長が言ったように、別室が確保できる園とか、様々そういった状況の中でこの4園で実施しているところです。

以上になります。

よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項4 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）を説明願います。

指導室長。

金指指導室長 報告事項4について御説明いたします。

資料の15を御覧ください。

まず、項番の1、事件の概要ですけれども、原告につきましては、江東区民となります。

(3) 請求の原因につきましては、都営バスの亀戸7丁目の停留所におきまして、江東区立亀戸中学校引率の教員が、都営バス内の運転席の後ろで、座席付近にバッグを両足で挟む形で足元に置いていたバッグがあり、そのバスに乗り込んできた原告が車内中ほどへ進む際に、原告の左足がバッグに当たり、つまずき、左上腕骨大結節骨折を負ったというものであります。

項番の3、和解金額については、90万円でございます。

項番の4、和解の内容としましては、和解金を支払い、項番4にあります。区は原告に対して損害賠償額の支払い義務があるということで支払うこととなります。なお、本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認することになっております。

報告は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。
一応、加害となってしまいましたが、先生は、変わらず子どもたちの部活動を面倒見てくれるような状態で、引き続きやってくさっているんでしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 当該の教員につきましては、本事案は令和5年度でしたので、その後、区としてもフォローし、引き続きこどもとは安心安全を確保した上で関わるようになっております。現時点では他校のほうに異動している状況です。

本多教育長 よろしいでしょうか。
それでは、本報告を終了いたします。
次に、報告事項5 令和8年度コミュニティ・スクール導入候補校について説明願います。
地域教育課長。

大田地域教育課長 それでは、令和8年度コミュニティ・スクール導入候補校について御説明いたします。

資料16をお願いいたします。

最初に、これまでの経緯でございます。

本区におきましては、令和2年10月に1校目となる八名川小学校に導入しておりまして、コロナ禍を経まして、令和5年度に3校、6年度14校、7年度15校で導入し、現在33校で導入しております。令和8年度の導入候補校については、未導入の学校長を対象とした導入意向調査の結果を踏まえまして、学校評議員会等で制度概要についての説明と導入に当たっての意見聴取を行っております。

次に、2の導入候補校についてです。

令和8年度は、資料に記載の小学校9校、中学校4校で新たに導入いたします。

3の令和8年度以降の対応についてでございます。令和9年度に導入意向を示している学校については、校長や副校長へ制度の説明をこれから行ってまいります。それ以降の設置、導入につきましては、環境や条件等が整ったところから順次進めたいと考えております。

資料2ページ目には、これまでの導入校を掲載しておりますので、御参照願います。右下に記載のとおり、令和8年度13校で導入いたしますと累計で46校となりまして、全体の3分の2が導入済みとなります。説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。
よろしいでしょうか。
大久保委員。

大久保委員 コミュニティ・スクールですけど、これは早く導入してくださいと説明に行かれると思うんですけど、入るといいよというのって、やっぱり地域との交流が広がるとかそういうことだと思うんですけど、いいことで何か特にこれというのってありますか。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 導入意向調査に当たりましたは、導入済み校の成果報告調査の結果を共有しております、そういった中では、保護者、地域に、学校運営に関する相談を行いやすくなったですとか、あとは地域学校協働本部の活動が活性化した、また、授業や行事等への保護者、地域からの協力の申出が増えたなどの成果がありまして、そういったことを共有しながら調査したところでございます。
以上でございます。

大久保委員 ありがとうございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。
あとは、教員の人事という部分では、コミュニティ・スクール独自に公募制度というのがありますので、コミュニティ・スクールに、この学校に入りたいですと手を挙げて異動することが可能なんです。そういった部分では学校経営についてもプラス面は幾つかあるだろうというふうに思っています。その辺を各学校に説明した上で、各学校の地域の状況とか、様々それぞれに併せて進捗を図っているところであります。
ほかがいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは、本報告を終了いたします。
次に、報告事項6 令和8年度特別整理期間に伴う図書館の休館についてを説明願います。
江東図書館長。

吉木江東図書館長 それでは、令和8年度特別整理期間に伴う図書館の休館について御説明いたします。

資料の17を御覧ください。

図書館では、年に1回、図書館内の蔵書の点検、また、汚損、破損等による図書の除籍等の作業を集中的に行うため、特別整理期間として休館日を設定しております。

今回、令和8年度の各図書館の休館期間の日程について御報告いたします。

項番1の特別整理期間に伴う休館期間につきましては、基本的に3日以内の休館をいただきまして作業を実施しておりますが、江東図書館、深川図書館につきましては、蔵書数が多いことから4日間を予定しております。なお、江東図書館につきましては、来年度、期間中に吸収冷温水機といいます空調設備工事を予定しておりますので、同期間に設定をさせていただいております。

最上段の豊洲図書館から有明こども図書館の特別整理期間は記載のとおりでございます。

また、最下段の枝川図書サービスコーナーにつきましては、蔵書がないことから特別整理期間は設けておりません。

また、項番2にあります休館期間の周知方法でございますが、江東区報、図書館ホームページ、SNS、館内ポスター等により周知を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。

鈴木委員。

鈴木委員 ここに書いてあるんだけど、破損の図書の除籍って書いてあるじゃないですか、こういう本はどういうふうな処分をされるのかというのが一つと、それから、もう一点は、新しく蔵書したときに、余るといふか除籍する、そんなに破損はしていないんだけど除籍する本というのは出てくると思うんですけど、そういった処分というのはどのようにしているのか、お聞かせください。

本多教育長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 除籍の処分につきましては、汚れの程度であるとかそういったものを勘案しながら、リサイクル本として再活用させていただいているところでございます。具体的には、各学校にお配りさせていただいたり、あと江東区民まつりで、社協の方々に御協力させていただきまして、1冊50円程度で販売するというところで、なるべく無駄にならないように活用

しているところでございます。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。

今回、この休館に伴って、抜本的に何か配置替えというか、例えば、絵本はここだったけど場所が変わるとか、そのぐらいちょっと抜本的なことというのはありますか。

本多教育長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 現在のところ、大きくレイアウト変更するといったような状況の報告は受けておりません。例年どおり、やはりなくなってしまった本であるとか、そういったところの除籍の作業とか、そういった予約について、本当はあるのに行ってみたらなかったとかそういったところの不具合を解消したりとか、そういったところを集中的にやるものというふうには認識しております。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。もう一つ、本って次々発売されるじゃないですか。増える一方だと思うんですよ。多分、図書館で、我々が見えている、お客さんとして見えている以外の本って、実は山のようにあるんじゃないかなと思うんですけど、そういう倉庫みたいなものというのは、管理は今、状況としていかがですか。

本多教育長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 いわゆる閉架書庫というふうには呼んでいるんですが、そういったバックヤード的なものがある図書館につきましては、実は全体として半分以下でございまして、江東図書館、深川図書館、東陽図書館、豊洲図書館とか何館かあるんですが、一番多いのが江東図書館と深川図書館でございまして、全体的に全ての蔵書を合わせますと江東図書館だと46万冊、深川図書館だと22万冊でございます。ですので、そういったバックヤードがあるところにつきましては、ある程度保管するということで役割分担をさせていただいております、新刊が出て、やはり入れ替わりとなりますと、そのキャパの中で運用しているというような状況でございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長

よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

それでは、以上をもちまして、令和8年第2回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。